

2

こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん

高校生等奨学給付金

給付

7月電子申請



教科書費、教材費など**授業料以外**の**教育費**を給付する制度です。

手続

7月(毎年度、申請手続が必要)

対象者

〈次のいずれにも該当する者〉

- ☒ 国公立高校等(県外の学校を含む)に在学する生徒の保護者等
- ☒ 保護者等が広島県内に住所を有している
- ☒ **生活保護受給世帯又は保護者等全員の住民税所得割が非課税※の世帯**

※ 年収の目安は4人家族で給与収入が約270万円未満

- ☒ 生徒が高等学校等就学支援金等の支給要件を満たしている

- ◆ 給付回数は、1人の生徒につき年1回、通算3回(定時制・通信制は4回)を上限とします。
ただし、過去に高校等の中退して再入学した場合などは、最大2回まで追加で受給できる場合があります。



支給額

区 分		支給額(年額)
生活保護(生業扶助)受給世帯		32,300 円
住民税が非課税の世帯	全日制・定時制	143,700 円
	通信制	50,500 円

ポイント

- 申請手続は、保護者がお住まいの都道府県で行います。
生徒が県内の国公立高等学校等に在学する場合でも、保護者が県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県に申請してください。
- 新入生を対象に、給付金の**一部を前倒しで支給**する制度を**4月に募集**します。
- 「定時制及び通信制課程 修学奨励金」の貸付けを受ける場合は、高校生等奨学給付金を**受給することはできません**。

Q

&

A

「保護者等全員の住民税所得割が非課税の世帯」とは、どのような世帯ですか？

保護者等全員の**住民税所得割が0円の世帯**が対象となります。
住民税には、均等割と所得割がありますが、所得割のみで判定します。
(均等割は含まれません。)
住民税は、マイナポータルのほか、市区町村役所(場)等で交付される「決定通知書」や「所得課税証明書」等で確認できます。



奨学給付金が決定された場合、どのように受け取ることができますか？

申請の際に届け出ていただく保護者等名義の**指定の銀行口座に、県教育委員会から振り込み**ます。
ただし、高校等が保護者の代わりに受け取り、学校徴収金(諸費等)にあてる場合もあります。



一度、支給を受けたら、卒業までずっと受給することができるのでしょうか？

毎年7月1日時点の課税状況及び扶養状況などを確認するため、**毎年申請が必要**です。
そのため、保護者等の収入状況等によっては、今年度は支給対象であった場合でも、翌年度以降は対象外となる場合もあります。
(逆の場合もあります。)

